

横浜市通訳ボランティア派遣制度

～ボランティア登録案内～



横浜市役所・区役所内の行政窓口や市立学校などで、日本語が不自由な外国人市民の通訳ボランティアとして活躍して下さる方を募集しています。是非、あなたの語学力を活かして、外国人市民を応援してください！
現在登録者が少ないベトナム語・タガログ語・カンボジア語・ネパール語・ラオス語・ロシア語ができる方歓迎！

活動日時・派遣先

（原則）平日 8：45～17：15 の間で 2 時間以内

横浜市役所各局・区役所、横浜市立小中高等学校・特別支援学校、横浜市内の保育園など

条件・必要とされる語学力等

- ・18 歳以上の方
- ・横浜市内または近郊にお住いの方
- ・E-mail で連絡が取れる方
- ・平日の昼間に活動できる方
- ・日本語と外国語の読み書き、日常会話ができる方
- ・窓口での手続きや説明等、事務的な通訳ができる方

☆言語における資格での目安は次のとおりです（資格を取得している必要はありません。）

- *英語：実用英語技能検定 準 1 級以上、TOEIC730 点以上
- *中国語：中国能力検定試験 2 級以上
- *韓国・朝鮮語：ハングル能力検定試験 2 級以上
- *スペイン語：スペイン語技能検定試験 2 級以上
- *日本語：日本語能力試験 2 級以上

通訳する内容

学校での個人面談や家庭訪問、区役所での乳幼児健診、保育園入園の手続きや相談など

交通費の支給

1 回の派遣につき 1,800 円（小中学校）、または 2,000 円（小中学校以外）を後日振込みにてお支払します。（派遣先が近くても遠くても同額）

☆制度の詳細についてはこちらへ☆

公益財団法人 横浜市国際交流協会 通訳ボランティア担当

TEL 045-222-1173 FAX 045-222-1187 Email shibora@yoke.or.jp

<横浜市通訳ボランティア派遣事業実施要綱>

https://www.yokeweb.com/wp-content/uploads/2023/04/shimintsuyakuvolunteer_yokou202301.pdf

<実施主体>公益財団法人横浜市国際交流協会、青葉国際交流ラウンジ、金沢国際交流ラウンジ、港南国際交流ラウンジ、港北国際交流ラウンジ、鶴見国際交流ラウンジ、ほどがや国際交流ラウンジ、みどり国際交流ラウンジ、みなみ市民活動・多文化共生ラウンジ

登録方法については裏面へ！

～通訳ボランティアの派遣の流れ～

横浜市国際交流協会

横浜市国際交流協会から交通費を振込みます。

派遣先の担当者が報告書 A を横浜市国際交流協会に提出します。



通訳ボランティアが当日現地に赴き通訳を行います。この時、報告書 A を持参し、派遣先の担当者に提出してください。また、終了後報告書 B を横浜市国際交流協会に提出してください。

通訳ボランティアは派遣先の担当者に電話をして、通訳内容や場所などを確認します。個人情報保護のため、派遣先や外国人にはボランティアの連絡先は伝えません。

公共機関に決定した通訳ボランティアの名前を伝えます。

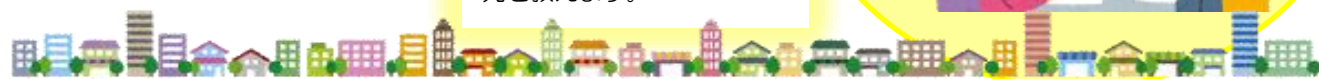
公共機関が国際交流ラウンジの窓口に通訳派遣を依頼します。

国際交流ラウンジ



国際交流ラウンジが派遣先への距離、得意分野などを考慮して、通訳ボランティアをみつけます。この時に公共機関等の連絡先を教えます。

通訳ボランティア



横浜市通訳ボランティアの登録についてよくある質問

登録期間は？

登録者ご本人から、解除のお申し出があるまで登録は継続します。ただし、次の場合を除きます。
・通訳ボランティアとして不適当と認められた時 ・電話・E-mail での連絡がとれなくなった時

1年間にどれくらいの派遣依頼がありますか？

平均すると1人年間3件程度ですが、言語によって依頼数にばらつきがあり、登録しても派遣依頼がない場合もあります。逆に登録者が少ない言語では、お1人が数十回派遣されることもあります。

どのように派遣を決めますか？

通訳場所とお住まいの距離、都合の良い日を参考にしながら、通訳の内容によって、性別や経歴等も考慮して派遣者を決めます。

報告書の通訳内容はどのように書けばよいですか？ 誰に渡せばよいですか？

プライバシーに触れる内容を避けたうえで、なるべく具体的に書いて下さい。
報告書Aは、通訳ボランティア記入欄に自筆で記入した後、通訳に立ち会った公共機関等の職員にご提出下さい。報告書Bは、YOKOホームページから直接提出できます。

交通費（謝金）はいつ支給されますか？

公共機関からの報告書が協会に提出された後、3か月毎にご指定の口座に振り込みます。所定の手順が終了しない場合、支払が遅れる場合があります。
※交通費（謝金）の処理には、通訳ボランティアが必要事項を記入した「報告書A」が必要です。通訳の時は、忘れずに「報告書A」を公共機関の担当者へお渡しください。

外国人/行政機関の方から通訳の延長や次回の通訳も頼まれましたが、どうすればよいですか？

その場での延長はできません。この派遣制度を利用する場合は、必ず受付窓口を通して依頼するようお願いください。※事前に依頼がない場合は、当制度の対象外となり交通費等のお支払はできません。

外国人/行政機関の方から連絡先を教えてくださいと言われましたが、どうすればよいですか？

当制度では、通訳者の個人情報を外国人/行政担当者にはお伝えしないことになっているとご説明ください。
※連絡先を伝えたことによって発生したトラブル等に対しては、責任は負えません。

通訳場所に車で行くことはできますか？

自動車・バイクの利用はできません。必ず公共交通機関・自転車・徒歩での移動をお願いします。

横浜市通訳ボランティア登録受付窓口



通訳ボランティアの登録は横浜市国際交流協会または最寄りの国際交流ラウンジで受付けています。

- ・担当者不在場合がありますので、来所にあたっては、**必ず事前**に電話でご連絡ください。
- ・登録用紙は横浜市国際交流協会ホームページからダウンロードできますが、登録用紙を郵送するだけでは登録できません。
- ・どの窓口を利用しても、登録されたデータは共有されます。ただし、各受付窓口は、それぞれの地域を中心に独自の活動も行っていますので、お住まいの近くでの登録をお勧めします。

青葉国際交流ラウンジ

Tel.989-5266 Fax.982-0701
月～土曜 9:00-21:00 (日祝は 17 時まで)
休み 第 4 日曜、年末年始

金沢国際交流ラウンジ

Tel.786-0531 Fax.786-0532
月～土曜 9:00-17:00
休み 日曜、祝日、年末年始

港南国際交流ラウンジ

Tel.848-0990 Fax.848-3669
月～土曜 9:00-21:00 (日祝は 17 時まで)
休み 第 3 水曜、年末年始

港北国際交流ラウンジ

Tel.430-5670 Fax.430-5671
月～金曜 9:00-21:00 (土日祝 17 時まで)
休み 第 3 月曜 (祝日の場合は翌日、年末年始)

鶴見国際交流ラウンジ

Tel.511-5311 Fax.511-5312
月～土曜 9:00-21:00 (日祝は 17 時まで)
休み 第 3 水曜日、年末年始

ほどがや国際交流ラウンジ

Tel.337-0012 Fax.337-0013
月～日曜・祝 9:30-18:00
休み 施設点検日、特別に定める日、年末年始

みどり国際交流ラウンジ

Tel.532-3548 Fax.532-3549
月～日曜 9:30-18:00 (水は 21 時まで)
休み 火曜日、年末年始

みなみ市民活動・多文化共生ラウンジ

Tel.232-9544 Fax.242-0897
月～日曜・祝 9:00-17:00
休み 第 3 月曜、年末年始

公益財団法人横浜市国際交流協会

Tel.664-4665 Fax.222-1187
月～金曜 10:00-16:30
休み 土曜日、日曜日、祝日、年末年始

＜個人情報保護の観点から、適切な管理を行います＞
公益財団法人横浜市国際交流協会 個人情報保護に関する
基本方針および個人情報の取扱いについて
<https://www.yokeweb.com/about/#toc15>

＜個人情報の共同利用について＞
横浜市通訳ボランティア派遣事業において、通訳ボランティアから
提供いただいた個人情報について共同利用を行います。
<https://www.yokeweb.com/about/#toc15>